

うるま市教育委員会職員等の駐車土地使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市教育委員会規則第9号

うるま市教育委員会職員等の駐車土地使用規則の一部を改正する規則

うるま市教育委員会職員等の駐車土地使用規則（令和5年うるま市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（定義） 第2条 [略] （1） 市職員等 次のアから<u>キ</u>までに掲げる者をいう。 ア～カ [略] <u>キ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により沖縄県が給料その他の給与を負担する教職員等であって、うるま市立学校設置条例（平成17年うるま市条例第67号）別表第1に掲げる小学校及び別表第2に掲げる中学校（以下「学校施設」という。）に勤務する者</u> （2）・（3） [略] （4） 駐車土地 うるま市教育委員会が所管する行政財産のうち、その用途又は目的を妨げない範囲で、市職員等の通勤の用に供する車両（以下「通勤用車両」という。）の駐車のため、使用できる土地をいう。 （5）・（6） [略]	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 市職員等 次のアから<u>カ</u>までに掲げる者をいう。 ア～カ [略] （2）・（3） [略] （4） 駐車土地 うるま市教育委員会が所管する行政財産（<u>ただし、うるま市立学校設置条例（平成17年うるま市条例第67号）別表第1に掲げる小学校、別表第2に掲げる中学校及び別表第3に掲げる幼稚園が存する土地を除く。</u>）のうち、その用途又は目的を妨げない範囲で、市職員等の通勤の用に供する車両（以下「通勤用車両」という。）の駐車のため、使用できる土地をいう。 （5）・（6） [略]

(使用料) 第7条 [略] (1) 自動車 <u>5,000円</u> (2) オートバイ等 <u>1,000円</u> 2 [略] (使用料の免除等) 第9条 [略] (1)・(2) [略] <u>(3) 学校施設に存する駐車土地を通勤手 当が支給されていない市職員等が使用す るとき。</u> <u>(4) 前3号に定めるもののほか、教育長 が必要と認めるとき。</u> 2 [略]	(使用料) 第7条 駐車土地の使用料の月額は、次に定め る額とする。 (1) 自動車 <u>3,000円</u> (2) オートバイ等 <u>600円</u> 2 [略] (使用料の免除等) 第9条 条例第6条第3号に規定する使用料 の減免のうち市職員等の駐車土地使用に係 るものは、次の各号のいずれかに該当する場 合に、使用料を免除することができる。 (1)・(2) [略] <u>(3) 前2号に定めるもののほか、教育長 が必要と認めるとき。</u> 2 [略]
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号及び第2号の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後のうるま市教育委員会職員等の駐車土地使用規則第7条第1項第1号及び第2号の規定は、令和9年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- この規則による改正後の第2条第1号キに規定する者に係る使用許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。